

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

| 事項                             | 内容   | 理由   |
|--------------------------------|--|--|
| <p>売買取引の基本理念</p>               | <p>・卸売業者及び仲卸業者は、市民等に対する花き等の安定的な供給に資するために、次に掲げる事項を基本として取引するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卸売業者は、市場の仲卸業者及び売買参加者へ卸売をすること</li> <li>2. 卸売業者は、市場内において卸売をすること</li> <li>3. 仲卸業者は、市場の卸売業者から買入れをすること</li> </ol> | <p>・安定的な花き等の流通を確保するため。</p>                   |
| <p>受託拒否の禁止</p>                 | <p>・卸売業者は、花き等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。</p>   | <p>・市場における適切な価格形成を図るため。</p>                  |
| <p>卸売の相手方の制限(第三者販売)</p>        | <p>・卸売業者は、せり売り又は入札の方法により卸売をする場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。</p> <p>・卸売業者は、卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>  | <p>・市場における秩序の維持を図るため。</p> <p>・取引実態把握のため。</p> |
| <p>商物分離取引<br/>(指定保管場所の指定等)</p> | <p>・卸売業者は、卸売の業務について、物品の卸売を行うための保管場所を市場外かつ市内に設置しようとする場合は、当該保管場所について、市長の指定を受けなければならない。</p>   | <p>・取引実態把握のため。</p>                           |

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
|                   | <p>・卸売業者は、卸売の業務について、市場内及び市長の指定を受けた保管場所以外にある物品の卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>   |   |
| <p>売買取引の条件の公表</p> | <p>・卸売業者は、次に掲げる売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業日及び営業時間</li> <li>2. 取扱品目</li> <li>3. 花き等の引渡しの方法</li> <li>4. 委託手数料その他の花き等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</li> <li>5. 花き等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</li> </ol> | <p>・市場における公正な取引を確保するため。</p>                             |
| <p>受託物品の検収</p>    | <p>・卸売業者は、受託物品(市場外で引渡しをする受託物品を除く。以下この項において同じ。)の受領に当たっては検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。</p>  | <p>・市場における公正な取引を確保するため。</p> <p>・市場における安全・安心を確保するため。</p> |
| <p>売買取引の制限</p>    | <p>・市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 談合その他不正な行為があると認め</li> </ol>  | <p>・市場における公正な取引を確保するため。</p>                             |

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
|                  | <p>るとき。</p> <p>2. 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>・市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。</p> <p>1. 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>2. 買受代金の支払を怠ったとき。</p> |  |
| 衛生上有害な物品の売買の禁止等  | <p>・市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>・何人も、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>  | <p>・市場における安全・安心を確保するため。</p>  |
| 売買取引の結果等の市長への報告等 | <p>・報告</p> <p>1. 卸売予定数量(毎開場日) 2. 卸売価格(毎開場日) 3. 卸売数量価格(毎月)</p> <p>・承認</p> <p>1. 出荷奨励金 2. 完納奨励金</p>   | <p>・取引実態把握のため。</p> <p>・報告については、開設者が公表する事項のデータとするため。</p> <p>・安定的な花き等の流通を確保するため。</p> |
| 開場の期日、時間         | <p>・市場は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、1月2日から同月4日までの日及び12月31日(以下「休日」という。)を除き、毎日開場するものとする。</p>  | <p>・安定的な花き等の流通を確保するため。</p>   |

|                |   |   |
|----------------|---|---|
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。</li> <li>・開場の時間は、午前零時から午後 12 時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</li> <li>・卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。</li> </ul> |   |
| <p>物品の品質管理</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めなければならない。</li> <li>1. 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項</li> <li>2. その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</li> <li>・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場における適正な品質管理を確保するため</li> </ul> |